

第十九回国 参議院内閣委員会會議録第五十一号

昭和二十九年六月九日(水曜日)午前十時四十四分開会

委員の異動

六月三日委員植竹春彦君辞任につき、その補欠として草葉隆圓君を議長において指名した。
六月七日委員草葉隆圓君辞任につき、その補欠として植竹春彦君を議長において指名した。
六月八日委員高瀬莊太郎君辞任につき、その補欠として廣瀬久忠君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

理事

植竹 春彦君
長島 銀藏君
竹下 豊次君

委員

石原幹市郎君
西郷吉之助君
井野 碩哉君
廣瀬 久忠君
堀木 謙三君
野本 品吉君
高橋 等君

衆議院議員

内閣府副長官 江口見登留君
総理府事務官 田上 辰雄君
官房審議室統轄(内閣総理大臣参事官) 三橋 則雄君
総理府恩給局長 石井 通則君
事務局長

科学技術行政協 千秋 邦夫君
議事事務局局長

行政管理庁 岡部 史郎君
管理部長

外務政務次官 小瀧 彬君
事務局側

常任委員 杉田正三郎君
会専門員

常任委員 藤田 友作君
会専門員

外務参事官 古内 廣雄君
(外務大臣官房参事官)

大蔵省銀行局 加治木俊道君
特殊金融課長

本日の會議に付した事件

○理事の補欠選任の件

○内閣及び総理府関係法令の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○航空技術審議会設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○恩給法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○理事(長島銀藏君) これより内閣委員会を開催いたします。

○理事(長島銀藏君) 議員長不在の委員を招集いたしましたいきさつにつきまして御報告かたぐ御了解をお願いいたします。

内閣委員会の開会につきましては、

委員の一部から成規の手續を以て委員長に対しその要求がなされたのであります。

○理事(長島銀藏君) それでは西郷君の動議の通り委員長において理事を指名することに御異議ございませんか。

○理事(長島銀藏君) それでは御異議ないものと認めます。

○理事(長島銀藏君) それでは次に内閣及び総理府関係法令の整理に関する法律案を議題に供します。

○理事(長島銀藏君) それでは次に航空技術審議会設置法案を議題にいたします。

○理事(長島銀藏君) 次に航空技術審議会設置法案を議題にいたします。

○理事(長島銀藏君) 次は航空技術審議会設置法案を議題にいたします。

○理事(長島銀藏君) それでは次に石原幹市郎君の動議を議題にいたします。

○理事(長島銀藏君) それでは次に石原幹市郎君の動議を議題にいたします。

○理事(長島銀藏君) それでは次に石原幹市郎君の動議を議題にいたします。

○理事(長島銀藏君) それでは次に石原幹市郎君の動議を議題にいたします。

○理事(長島銀藏君) それでは次に石原幹市郎君の動議を議題にいたします。

○理事(長島銀藏君) それでは次に石原幹市郎君の動議を議題にいたします。

○理事(長島銀藏君) それでは次に石原幹市郎君の動議を議題にいたします。

○理事(長島銀藏君) それでは次に石原幹市郎君の動議を議題にいたします。

○理事(長島銀藏君) それでは次に石原幹市郎君の動議を議題にいたします。

○理事(長島銀藏君) それでは次に石原幹市郎君の動議を議題にいたします。

○理事(長島銀藏君) それでは次に石原幹市郎君の動議を議題にいたします。

○理事(長島銀藏君) それでは次に石原幹市郎君の動議を議題にいたします。

○理事(長島銀藏君) それでは次に石原幹市郎君の動議を議題にいたします。

○理事(長島銀藏君) それでは次に石原幹市郎君の動議を議題にいたします。

○理事(長島銀藏君) それでは次に石原幹市郎君の動議を議題にいたします。

○理事(長島銀藏君) それでは次に石原幹市郎君の動議を議題にいたします。

○理事(長島銀藏君) それでは次に石原幹市郎君の動議を議題にいたします。

○理事(長島銀藏君) それでは次に石原幹市郎君の動議を議題にいたします。

○理事(長島銀藏君) それでは次に石原幹市郎君の動議を議題にいたします。

○理事(長島銀藏君) それでは次に石原幹市郎君の動議を議題にいたします。

○理事(長島銀藏君) それでは次に石原幹市郎君の動議を議題にいたします。

○理事(長島銀藏君) それでは次に石原幹市郎君の動議を議題にいたします。

○理事(長島銀藏君) それでは次に石原幹市郎君の動議を議題にいたします。

○理事(長島銀藏君) それでは次に石原幹市郎君の動議を議題にいたします。

○理事(長島銀藏君) それでは次に石原幹市郎君の動議を議題にいたします。

○理事(長島銀藏君) それでは次に石原幹市郎君の動議を議題にいたします。

○理事(長島銀藏君) それでは次に石原幹市郎君の動議を議題にいたします。

○理事(長島銀藏君) それでは次に石原幹市郎君の動議を議題にいたします。

○理事(長島銀藏君) それでは次に石原幹市郎君の動議を議題にいたします。

○理事(長島銀藏君) それでは次に石原幹市郎君の動議を議題にいたします。

○理事(長島銀藏君) それでは次に石原幹市郎君の動議を議題にいたします。

○理事(長島銀藏君) それでは次に石原幹市郎君の動議を議題にいたします。

○理事(長島銀藏君) それでは次に石原幹市郎君の動議を議題にいたします。

○理事(長島銀藏君) それでは次に石原幹市郎君の動議を議題にいたします。

○理事(長島銀藏君) それでは次に石原幹市郎君の動議を議題にいたします。

○理事(長島銀藏君) それでは次に石原幹市郎君の動議を議題にいたします。

○理事(長島銀藏君) それでは次に石原幹市郎君の動議を議題にいたします。

○理事(長島銀藏君) それでは次に石原幹市郎君の動議を議題にいたします。

○理事(長島銀藏君) それでは次に石原幹市郎君の動議を議題にいたします。

○理事(長島銀藏君) それでは次に石原幹市郎君の動議を議題にいたします。

○理事(長島銀藏君) それでは次に石原幹市郎君の動議を議題にいたします。

○理事(長島銀藏君) それでは次に石原幹市郎君の動議を議題にいたします。

○理事(長島銀藏君) それでは次に石原幹市郎君の動議を議題にいたします。

○理事(長島銀藏君) それでは次に石原幹市郎君の動議を議題にいたします。

○理事(長島銀藏君) それでは次に石原幹市郎君の動議を議題にいたします。

○理事(長島銀藏君) それでは次に石原幹市郎君の動議を議題にいたします。

○理事(長島銀藏君) それでは次に石原幹市郎君の動議を議題にいたします。

じます。

○井野碩哉君 一点だけ。これは予算に關係あると思いますが、予算は幾ら計上してございますか。

○政府委員(千秋邦夫君) この審議会に關する予算につきましては、只今のところ計上されてはおりないのでございしますが、併しその理由は予算を決定いたしましたときには、まだこの航空技術審議会法案の閣議決定が通つておらなかつたのでございしますが、予算には計上されておらないのでございします。併しながら大蔵省におきまして、航空技術の進歩を図るために何らかの方法が必要であるということを認められまして、科学技術行政協議会の中に、現在航空研究部会というのがあるのでございします。それでその経費といたしまして職員が五人、百二十六万一千五百円でございします。それと委員手当並びに委員等の旅費、庁費等全部含めまして總計二百八十八万六千五百円というのが科学技術行政協議会の予算の中にあるのでございします。従いましてこれを運用することによりまして、航空技術審議会を運営して参りたいというふうな考えておる次第でございします。

○理事(長島銀藏君) 井野委員もうよろしうございしますか。他に御発言のかたはございせんか。他に御発言がなければ質疑は終了したものと認めて御異議ございせんか。

○理事(長島銀藏君) 御異議ないものと認めます。よつてこれより本案につきまして討論のかたはございせんか。

○理事(長島銀藏君) 御異議ないものと認めます。よつてこれより本案につきまして討論のかたはございせんか。

○理事(長島銀藏君) 御異議ないものと認めます。よつてこれより本案につきまして討論のかたはございせんか。

○理事(長島銀藏君) 御異議ないものと認めます。よつてこれより本案につきまして討論のかたはございせんか。

○理事(長島銀藏君) 御異議ないものと認めます。よつてこれより本案につきまして討論のかたはございせんか。

討論のかたはもうございしますから、論議は尽きたものと思ひまして、これより採決をいたしたいと思ひます。本案に御賛成のかたの挙手を願ひます。

○理事(長島銀藏君) 全会一致でございします。よつて本案は政府原案通り可決せられました。

○理事(長島銀藏君) 次に元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に關する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○理事(長島銀藏君) 質疑は終了したものと認めます。よつてこれより討論に入ります。本案について御意見のあるかたは、それぞれ賛否を明らかにしてお述べを願ひます。なお、修正意見がございしましたら討論中にお述べを願ひます。

○理事(長島銀藏君) 私は本法律案に賛成をいたします。この法律案はこの内容に當ることと考へますので賛成をいたします。けれども、その施行期日につきましては、修正を加える必要があろうと存じますので、先ずその修正案を朗読いたします。

元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に關する法律の一部を改正する法律案に對する修正案
元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に關する法律の一部を改正する法律案の修正規定の次は二条を加える改正規定のうち第四条の三第一項中「昭和二十九年五月三十一日」を「昭和二十

九年六月三十日」に、「同年六月一日」を「同年七月一日」に改める。
第六条の次に一条を加える改正規定のうち第六条の二第二項中「昭和二十九年六月一日」を「昭和二十九年七月一日」に改める。
第十二条の改正規定中「昭和二十九年六月一日」を「昭和二十九年七月一日」に、「昭和二十九年五月三十一日」を「昭和二十九年六月三十日」に改める。

附則の改正規定中「昭和二十九年六月一日」を「昭和二十九年七月一日」に改める。
附則第一項中「昭和二十九年六月一日」を「昭和二十九年七月一日」に改める。
原案におきましては、附則第一条の施行期日を昭和二十九年六月一日になつておりますが、この日がすでに経過いたしておりますので、これを昭和二十九年七月一日に改めると共に、これに伴ひまして他に所要の改正を加える必要があると存じます。

以上が右に述べました修正案を提出する理由であります。

○理事(長島銀藏君) 他に御発言がなければ、討論は終結したものと認めて御異議ございせんか。

○理事(長島銀藏君) 御異議ないものと認めます。よつて元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に關する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

先ず討論中にありました植竹君提出の修正案を問題に供します。
本修正案に賛成のかたの挙手を願ひます。

○理事(長島銀藏君) 全会一致でございします。よつて本案は全会一致を以て修正議決すべきものと決定いたしました。

以上議決せられました三案につきまして、本會議における委員長の口頭報告の内容は先例により、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございせんか。

○理事(長島銀藏君) 異議ないものと認めます。
次に只今の三案を可とされたかたは順次御署名を願ひます。

多数意見者署名
「内閣及び總理府關係法令の整理に關する法律案、航空技術審議会設置法案」
井野 碩哉 廣瀬 久忠
野本 品吉 堀木 謙三
植竹 春彦 石原幹市郎
西郷吉之助

○理事(長島銀藏君) 署名漏れはございませんか。
署名漏れはないと認めます。

○理事(長島銀藏君) 次に恩給法の一部を改正する法律案を議題に供します。本案について御質疑を願ひます。ちよつと速記をとめて。

○理事(長島銀藏君) 速記をつけて下さい。
只今衆議院議員の高橋等先生がお見えになつておりますので、高橋先生から詳しく一つ御説明願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(高橋等君) それでは只今から恩給法の改正案に対します衆議院の修正点につきまゝ一度詳しく御説明を申し上げたいと思ひます。

この改正の点は二点あるのであります。一つは恩給の裁定を促進するための措置、いま一つは戦犯として拘禁中死亡、刑死した人に公務扶助料に相當する額の扶助料を支給をいたしたい、この二点が修正の要点でございします。最初申し上げました恩給裁定を促進するための措置と申しまして、遺族年金、弔慰金が出ておりますが、これは非常に長い年月をかけまして、実はまだ全部の人に亘つておらない。この点が非常にこれらの受給者の間でいろいろと不平があり、二百万に及ぶ遺族の方々が一日も早くこれが裁定をしてもらいたいということを念願をいたしております。それならばなぜこの援護法によります年金、弔慰金の裁定が非常に時間がかつたかと言ひますと、その一つの大きな点は、公務で死

○理事(長島銀藏君) 署名漏れはございませんか。
署名漏れはないと認めます。

○理事(長島銀藏君) 署名漏れはございませんか。
署名漏れはないと認めます。

○理事(長島銀藏君) 署名漏れはございませんか。
署名漏れはないと認めます。

亡したのであるかどうかということの認定に非常な努力が払われております。そのためにこれらの裁定が遅延をいたす大きな原因を與はなしてあります。そこで今度昨年八月から恩給上の権利を軍人の遺家族は全部獲得いたしましたのでありますが、この恩給裁定に当りまして、やはり同じようにこの死亡の原因を公務死か否かを詳しくやつて行きますと、そこにやはり同じように事務が滞りをいたしまして、恩給の裁定が非常に遅れるということが心配になるのであります。勿論恩給の裁定に当りましては、恩給局としては現行法のままでありますれば、その死因の調査は勿論いたさねばなりませんし、又一面この身分上の適格者であるかどうかの調査もいたさなければなりません。身分上の適格者であるかどうかという調査は、援護法、恩給法上の支給範囲も異なり、又時間的に言えれば死亡者その他も生ずるわけでありまして、これはどうしても恩給局が戸籍によりまして調査をいたさなければなりません。戦争に従事して亡くなったかたが公務死であるかどうかという認定は、厚生大臣におきまして援護法の際にすでに十分調査をいたし決定をいたしておるわけでございます。それを再び恩給局が恩給の裁定に當つて繰返す義務を法律によつて解除いたしまして、それによつて援護法で公務死と認められたものは、そのまま恩給法上の公務死とみなすという措置をとる。それによつて恩給の裁定を促進させよう、これが一つの点でございます。それから一つは、同じようなこととでございますが、傷病者の旧軍人の中で七項症から四款症までの人が今度

今年の四月一日から恩給を受ける権利が発生をいたしております。そこでこの人々が七項症に当るのか、或いは何款症になるのかということにつきまして、一々ここで改めてその病気の程度によりまして項症なり款症なりをきめるといふ必要が生じて参つたわけでありまして、即ち一般のこうした戦争に従事しておつた軍人の恩給を停止する以前におきまして、すでに恩給局において、この人は一生の間七項症として恩給がもらえるのだ或いは四款症としての恩給がもらえるのだということが過去において決定した人があるものであります。この人はボツダム政令なかりせば、やはり引き続きつと傷の程度には変化はないわけでありまして、ここでこの人々に新たに調査の書類を提出をせしめまして、その傷の程度をもう一度やり直すということは必要はないのであります。ですからその点につきましては、その人が生きておるといふことが確認をせられるならば、それによつてそのかたの傷の程度はこの前きめた程度の通りにする。こういうことで事務の簡素化を図る。これが恩給裁定を促進するための措置であります。そこで戦犯として拘禁中死亡いたしましたものの公務扶助料に該当する額の扶助料を支給するという第二点でございます。これは従来遺族等援護法によりまして、こうした刑死の方々に遺族年金がすでに支給をせられておるのであります。この人々の遺族の方々の生活その他を考慮、又B級C級の主として戦犯の方々の非常に同情に値するものの中に多数含まれておるよう

に公務と踏み切りますためには、まだ幾多の問題があると思ひます。それから、公務扶助料に相当いたします金額の扶助料を支給しよう、こういうような法律の立て方をいたしたようなわけでございます。そこで衆議院におきまして、これにつきましての反対が兩派社会党からも討論せられております。その討論せられております内容は、東條未亡人については六十数万円の扶助料が今度出ることに、而も一兵卒の場合は僅かに五千円程度しか出ないというふうな討論が行われております。併しこの五千円しか出ないなどというのは、これは数字の誤りでございまして、実情を申し上げますと、東條元内閣総理大臣の場合は五十三万八千五百六十円の扶助料が出るという建前になります。一般の兵長以下の遺族恩給は、これは二万六千七百六十五円、これが公務扶助料でございます。そこで只今問題に新聞等であつておりますA級刑死者の遺族の扶助料を一応調べましたものを御参考までに読み上げて見たいと思つておりますが、現在これらの人々の中で、すでに恩給がついておるから、一般の死亡と見なしまして、普通の扶助料、要するに公務扶助料でなしに普通扶助料は受取つておられるのであります。これらの人々の普通扶助料は東條さんの場合が三十一万六千八百円でありまして、これは現在受取つております。そうして公務扶助料と今度なると、五十三万八千五百六十円となります。松井大将の場合は、現在受取つておられます扶助料は十一万八千六百円、公務扶助料の場合は二十万一千七百十六円、

それから土肥原元大将の場合は、現在受取つておる普通扶助料が十二万八千五百四十四円、公務扶助料の額は二十一万八千五百二十五円、板垣さんの場合は、まだこれは恩給が出ておりませんが、若し普通扶助料を裁定をされるものとしますれば、その金額は二十四万円程度であります。そうして公務扶助料が約四十万円になります。木村兵太郎さんの場合は、これは普通扶助料が十五万円で、これはまだ裁定になつておりませんが、取るとすれば十五万円、公務扶助料になつた場合は二十五万五千円でありまして、それから武藤さんの場合は、現在扶助料といたしまして取り得る金額は普通扶助料が八万九千七百円、公務扶助料で十五万二千四百九十円、こういうことになります。広田さんの場合は、妻及び未成年の子供がおりませんから扶助料の対象にはならないわけでありまして、それでどういふわけで東條、板垣、木村さんの金額が多いかといひますと、東條さんの場合は内閣総理大臣の資格における文官恩給が與はれることになつております。それから板垣さんは陸軍大臣、木村兵太郎さんは陸軍次官、いずれも文官として恩給が出ることになつておりますから、この三人が非常にずば抜けて多い。殊に東條さんの場合がずば抜けて多いのが目立つのであります。その他の方々は全部軍人恩給としてしぼられたところの恩給に値するものが出るのであります。金額としましてはさほど目立たない。金額としましてはさほど多額なものとは言えないと思ひます。これ以外にそれではBC級の戦犯のかたはどうか、恐らくBC級のかたで文官恩給をもらうか

たは殆んどないのであります。軍人恩給をもらへる方々が大部分でございます。とにかく非常に目立つ東條さんの例を以てしまつて、これは極く本當に一人乃至二人というように限られた問題であつて、衆議院におきましては、少くとも戦犯を遇するにおきましては、やはり戦犯に甲乙は付けないことが、この修正案を一本にいたした大きな理由になつております。そこでなお昨日の競売新聞の例を挙げてみますと、兵の遺族は逆に半減すると言ひてありますが、これは大きな間違ひでございます。この点につきましては、私から昨日競売新聞社の社会部のほうへ嚴重に抗議を申入れておるような次第でございます。この兵の場合に、兵は今まで放つておきますと、恩給の普通扶助料も何も受けれないのであります。恐らく恩給が付いた兵で死亡、獄死をされた人は先ずないと考えなければならぬ。そこで兵の場合はどうなるかといひますと、遺族等援護法によりまして二万七千六百円というものが遺族年金として支給せられるのであります。妻があつた場合にそうなるのであります。それらにつきましては、本法におきまして今度の修正案の中で、これらの遺族年金については従前通りこれを支給するといふことはつきりと書いてあるものであります。従つて従来受取つたものが、決して手取りが減るというような措置はいたしておりません。そこで公務扶助料になりまして場合に、一番問題になるのは内縁の妻であります。内縁の妻の場

合は、普通の遺族援護法によれば一万円しかもらえないのであります。ところがこの遺族援護法の中で戦犯の刑死、獄死の關係は二万七千六百円出すことに実は書いてあります。その既得権を尊重したさねばなりませんので、これらにつきましては内縁の妻に二万七千六百円を支給いたします關係上、それよりも今度父母に恩給が行きます場合に父母へ行く恩給から、二万七千六百円から普通のこの内縁の妻が援護法でもらいます一万円を引いた一万七千六百円を父母に渡すというような規定がしてあるだけでございます。結局兵の場合におきまして、手取りは一つもありません。ただ、兵長以下は変わらないのですが、それ以上になりますると、この本法施行によりまして、むしろ遺族の手取りは殖える、こういうことになっておるのでございまして、この新聞等の記事は非常な錯覚、非常な過ちを犯したとおもいます。これを私は昨日も指摘いたしました。が、この席でこの点は明らかにいたしておきたいと思ひまして、御了解を得ておきたいと思ひます。なお、これはちよつと速記をとめて頂きたいのでございまして。

○理事(長島銀藏君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(長島銀藏君) 速記を始めて。

○衆議院議員(高橋等君) 戦犯關係を扱います場合に、外務当局その他いろいろ相談をいたしまして、現在の拘禁中の人に悪い影響を及ぼしやしないかという点もいろいろと検討し、打合せを出した結果、この法律の修正を出してやるわけでございます。非常に慎重に長い月日をかけて、実は

仕上げましたものであるということをつけ加えまして私の説明を終らして頂きます。

○理事(長島銀藏君) 他に高橋等君に對しまして御質問等がございませつか。

○井野碩哉君 ちよつと高橋さんにお尋ねいたしますが、衆議院の修正のため予算的にどのくらい殖えるのでございませつか。

○衆議院議員(高橋等君) 實際問題として約千人ぐらゐのこの適格者が

出て来ると思ひます。そこでこの千人に對しまして今まで二万七千六百円ずつの遺族年金が出されておりました。ですから国の経費として從來支出しておりましたのは二千七百六十万円程度出しておるわけでございます。そこで今度の修正で殖える金額はまあ恩給の平均その他を考へて見まして、それ以上に五、六百万円の金額を足します。で、この経費が出ることになるのでございまして。殖えるのは五、六百万円でございます。併し恩給としての総額は今言いました二千七百六十万円に五、六百万円を加えた総額が恩給の総額になります。この遺族年金で出すものが出さずに済むことになりまして、差引いたしますと五、六百万円の経費増と、ちよつと考へて願ひたいと思ひます。

○野本吉吉君 ちよつとお伺ひいたします。大変御親切なお計らいで修正案を作ることに御折り頂いたわけですが、私ちよつとお伺ひいたしたと思ひますことは、御承知の通りに現行の恩給法の第九條に失権規定がございまして、それは一つは死刑、それから無期又は三年を越える懲役、禁錮、それから

ら国籍喪失、それから在職中の職務に關係した犯罪で禁錮以上の刑に處せられた者、この者はこの条文の適用によりまして一切の恩給に關する權利を喪失するわけでございます。この現行恩給法の対象となり得る公務員の失権案件と、それから戦犯者の問題を寛大に許容するといふ点であります。まあその点について釣合ひと申しますが、考へ方につきましては、何か御検討になつておられましては、何か御教へ願ひたい。

○衆議院議員(高橋等君) 私の説明が若し足りないところがあれば、これを恩給局長にも補足をいたしてもらいたいと思ひますが、この恩給法の一部改正が出されました政府提案の趣旨は、一般のこの国内法の刑罰を受けてお

まする人には恩給がついておつても、その期間は恩給を停止する、こういうことに恩給法はなつております。從來の恩給法はいわゆる戦犯の刑死、獄死についても、この原則を貫いておつたのであります。このたび政府におきましては、戦犯の者に対しては恩給がついてゐる場合は、拘禁中の者でありまして、恩給を出すということに政府は改めております。これはなぜ改めたかと言いますと、国内法におきましても、例えば選挙権等の問題、その他につきましても、いろいろこの一般の犯罪行為によつて、この刑に服しておられます人々等の扱いが異なつておられます。そういうような点を勘案いたしまして、政府はそうした提案をいたしましたものと思ひます。それと同じような考へ方の基礎の上に立ちまして、一般の死刑者とそれから戦犯によりまして、ところの刑死者との間に、法律的な区

別を作る、いわゆる法理的な根拠です、ね、というものを提出したようなわけでありませつか。まあ、あつた恩給局でもう少し詳しく、政府提案の修正と一致しておりますから、恩給局長から説明をお願いできれば幸甚だと思ひます。

○政府委員(三橋則雄君) 政府から提出いたしたおります原案におきましては、拘禁中のいわゆる戦犯者の取扱ひにつきましては、普通恩給の権限の問題につきましては、現在の取扱ひにおきましては、普通恩給の權利は与へることになつておりますけれども、拘禁中はその支給を差しとめることになつておりますのを改めまして、今、高橋委員からお話がありましたように、停止されておりました普通恩給法に相當する金額をその指定する留守家族といひますか、に支払ひをしよう、こういうように改めることにいたしましたのであります。この点につきましては、これはいろいろの意見があるかと思ひます。これは、現に拘禁されているかたに對しましては、今、政府のほうで案を出してゐるような案に對しまして、これはいかんという点もあつたかと思ひますけれども、又一面の考へで見ますと、戦犯者、いわゆる戦犯者である人々を国内犯罪と同じように取扱ふということも如何なものと思ひます。で、ちよつと、又一面におきまして、そういう方々に普通恩給の權利は与へられておりながらも、普通恩給の行かないために、留守家族の方々の困窮されておる、而もその留守家族の方々が困窮されておるにもかかわらず、留守家族に對する援護措置といひますものは、なお現在におきましても、必ずしも十分に行われてゐるとも言ひが

たいような現実の狀態を考へてみしました場合におきましては、その普通恩給に相當する金額を留守家族の援護を強化するやうな意味におきまして給するといふことも、一応は認されることではなからうかといふやうな見地に立ちまして、政府といたしましては御提案をいたしたやうな次第でございませつか。

○野本吉吉君 私も戦犯者の処刑が、まあ極端に言へば、極めて無茶な裁判によつて決定されたものであつて、国内法としては、法律論としては論議の対象とするのは、余りに適當でないといふ考へ方はいたしております。ただ、こゝで、併しそれをもう少し掘り下げて考へますといふと、戦犯者の中に国内法で假にその責任を追及して行つた場合に、これに相當するものもあり得るといふことが一応考へられないうでもないと思ひます。私はそういうことによつて戦犯者を追及しようとかどうとかといふ考へではないのであります。けれども、そういう点から見ますと、そこで私は是非この際、衆議院のかたにも、政府のかたにも、はつきりと解明して頂きたいと思ひます。これは、從來ややもしますといふと、必要以上に戦犯者に対して冷たい考へ方をしておつた多数の國民があつて、現在もないわけではない。そこで拘禁中の者に對してまでも、そういう処遇をすることが、いたすに國民感情を刺戟するやうなことが若しありますと、折角のこの法律の改正といふものが非常に大きなマイナスを生じて来る。従つて、もつとはつきりと私は、この法律の精神を國民全体に納得の行くやうに説明して頂く必要がある、かやうにまあ考へるのであります。この点について、まあ只

たいような現実の狀態を考へてみしました場合におきましては、その普通恩給に相當する金額を留守家族の援護を強化するやうな意味におきまして給するといふことも、一応は認されることではなからうかといふやうな見地に立ちまして、政府といたしましては御提案をいたしたやうな次第でございませつか。

今の御説明程度では少し私は割切れなような気がするのです。

○衆議院議員(高橋等君) 戦犯の中に、勿論若し国内法によつて、西ドイツのような裁判をいたしました場合に、或いは国内法として、これは国民としてやはり犯罪に該当するのだという人も皆無とは私は考えません。併しそれをやつておられない現在、この全般の戦犯の処刑された方々の実情を、手記その他によつて見ますときに、我々国民といたしまして納得しかねる実は問題もたくさんあるのでござい

す。そこで、この法律を作るに当りまして、そうした一部の、若し国内法でやつたならば、そうであつたであろうと思われの人々のために、この制度を全部見送るといふことは、これはあなたも恐らく御賛成にはならん点だろうと思ふのでありますから、そういう意味で、これがそうかといつて、これからもう一遍国内法によりまする裁判をやるわけにも参りません。恩給局が裁定する場合も、これに甲乙をつけるわけにも行かないわけでございます。全般的な点を考案して、こうした修正案を出したわけでございますが、ただ非常に趣旨が誤解をされて、新聞その他に掲載を二、三されておりますことは、私非常に残念に考えております。この法律が通過をいたしました際には、そうした記事を取られた方々について、十分なる御説明をいたしたいと考えてまして、昨日も、そのたびごとに私は新聞社のほうへ申上げておるのであります。読者新聞のほうにも、恩給法をお書きになるとき、この問題をお書きになるときは、どうぞ修正の責任者の私のほうの話も聞いてもらいたい

ということをよく申し上げておりますが、政府におきましても、私はこれは恩給局長が御答弁なさると思ひますが、こうしたところ／＼な世論があるに鑑みまして、少くともこれが正当なる周知を図る必要があるものと考えております。

○政府委員(三橋則雄君) 野本委員の御質問がありました。私の説明が十分でなかつたと思ひますが、若干補足的になお説明させて頂きたいと思ひます。

政府の原案におきましては、拘禁中の八々に對し、すべて普通恩給を給するようにと、野本委員はおわかりになつてゐるかと思ひますが、若しそういうことをお考えになつてゐる人がほかにあるとしますれば、そういう取扱ひをする趣旨ではないのであります。元々戦犯者としての処遇を受けられなかつたとして、普通の恩給が行くべかりし人々に對しまして、戦犯の恩給を受けられたために、その普通の恩給が給せられなくなつておる、その普通の恩給が給せられなくなつておるのを、今度留守家族に給するといふ措置をするだけのことである。こういうのが第一点であります。

その次は、確かに戦犯者の中については、今野本委員からちよつとお話も出しましたごとく、いろいろ意見がありまして、或いは国内裁判にかけて、そしていゝゆる戦争犯罪人として処置すべきものは、国内的に処置したらいいではないか、そしてそういう人々には恩給を給せない、そういう恩給をすべきか、給する人は無罪として、恩給はやるようにしたらいいいではないか、こういう意見も個人的には耳にしているのです。

す。そういうような取扱ひが法的にできない。現在におきましては、今申上げますように、會つて恩給を給されるべきであつた人、それが戦犯者なる故に、受けられるべき恩給をとめてしまつた、そして家族の困窮されておる実情をそのまま放任をして、なすことをしないといふことは、如何なことかといふ考えからいたしまして、留守家族援護といふところに重点をおいて、今度の処置を考えてみた次第でござい

ます。若しも留守家族援護といふことにつきまして、これに代るべきほかに十分なる方途が講ぜられるならば、戦ひはこの方策は考えなくてもよかつたと思ひます。差当り政府といたしまして、これに代るべき十分なる留守家族援護といふことができた次第でありますので、こういうような処置をとつた次第でござい

ます。○野本吉吉君 私はかような質問をいたしますのは、先ほど来の御答弁で、私としては了解もできましたが、ややもしますといふと、一般社会人の誤解を招きまして、折角の立法の精神がゆがめられて、その誤解によつて、そして遺憾な点があるのではないかといふことを憂へては申上げたわけでございます。この点につきましては、立案者といひましたし、事務當局といひましたし、将来遺憾のないように希望を申上げて、次のことをお聞きしたいと思ひます。

それは、私も今まで何遍も恩給局へ参りまして、裁定事務の促進につきましては、お願を、又恩給局で不眠不休の努力を続けておられますことに對しまして、敬意を表しておつたものです。そこでこの裁定事務の促進とい

うことにつきまして、厚生省からの、或いは死因の認定の問題とか、身分上の問題とかの書類が来た場合に、無条件で恩給局でその書類によつて裁定すると、こういうことになりまして、将来の問題として一応予想されますのは、如何に綿密詳細に調査いたしましたとしても、何百万といふ多数の中には、時に裁定の誤りが起きないといふことは、誰にも保証がつかないのであります。そういう場合に、厚生省から来た書類を無条件で恩給局が若んで、そして恩給局として裁定して、その誤りを生じた場合に、或いは訴訟といふような問題も起つて来るであらう。そういう事態を予想しますときに、一体その行政責任の所在は厚生省にあるのか、恩給局にあるのかといふことは、一応考えておいて然るべき問題だと思ひます。この点についてのお考えを一つ伺いた

い。○衆議院議員(高橋等君) これは勿論昨年の八月一日以前の死亡についてのみであります。八月一日以後の者につきましては、これは恩給局において審査をやる。即ち援護法の適用期間中の者については厚生大臣の決定に従うと、こういうことになるわけであり

ます。そこでそうした開違ひが見えれば、公務死でない者を公務死と判定した場合、間違ひが二つあります。一つは、公務死でない者を公務死と判定した場合、この場合がわかりますれば、厚生大臣において裁定の取消しをいたします。それから公務死である者を公務死でない判定した例、私はこの例は相当我々の感覚から言へばあると考

へております。これは不服の申立が現在行われております。この不服の申立について、厚生省のほうでいろいろと打合せ

をいたしました点を私から申し上げますと、一つのケースについて従来公務死でない認定した者を、これが公務死だつたといふことにはつきりいたしますれば、それと同じケースの者は自動的に公務死と扱つてしまおう、こういう考え方、一つ／＼の不服申立がなければやらんといふのではない、こういうこととで事務を運んでおる模様でござい

ます。そこでこの行政の責任はどこにあるかと言へば、公務死の八月一日以前の援護法の適用に關する期間内におきましては、これに恩給局において公務死の認定の義務を解除いたしておるのでござい

ますから、その点については私は厚生大臣に行政上の責任がある、この点は判定をいたしておるような次第でござい

ます。○野本吉吉君 直接この法律に關しましての質問として、私は外務省の方にお聞きしたいと思ひますが、まだお見えになりませんか。○理事(長島銀藏君) 野本君に申し上げます。外務省参事官の大臣官房戦犯室長の古内さんが見えております。

○野本吉吉君 それではお伺ひいたしますが、実はこの問題はこの委員会としましては相当重要な点であらうと思ひますので、私は大臣からしつかりした返事をお聞きしたい、こう思つております。

それは、第十八国会のこの委員会におきまして、果敢刑務所拘禁中戦犯者の恩給に關する諸議、この諸議の審査に關連しての問題であります。この諸議は果敢の刑務所拘禁中戦犯者の恩給に關するものでありまして、趣旨とす

るところは、先般改正されました恩給

をいたした点を私から申し上げますと、

五

法の一部改正によつて、旧軍人、軍属並びにソ連、中共等の抑留戦犯者に対しては恩給が支給せられておる。ところが、現在在朝戦犯者所拘禁されておる戦犯者に対してのみ恩給の支給が停止されておるという事は、戦犯者に対して両者の間に権衡を失しておる。そこでこれらの戦犯者に対して一一般の旧軍人、軍属と同じように今年の四月一日に遡及して恩給の支給をされたというものがこの諸願の趣旨であります。

私の記憶するところでは、この委員会にいたしたとしても、この諸願の趣旨には相当耳を傾けて慎重に當つたわけでありませんが、併し事国際的な微妙な関係もあるであろうというので、あえて外務当局の問題についての所見を質したい。

そこで本日おいでになつておられます古内さんは、次のように委員会に対して言われておる。それは「外務省の立場より、結論から申し上げますと、現在在朝戦犯者に入つておる戦犯者に政府が恩給を支給するという点については、関係国が異議を申立てる可能性が十分にあると思われまゝ」と申します。これは、この夏の末帰還者留守家族援護法の制定のときに、関係国の大使館は外務省に参りまして、今度の法律によつて戦犯者に直接政府が金を払うようになるのか、それによつて困るといふことをはつきり言つたのであります。その当時外務省としては、いや戦犯者に直接やるのじやなくて、戦犯者の家族が非常困つておるといふのを助けるという趣旨なのだ、こういうような話をした経緯がございまして、それからいくばくも期間が経過してない今日、恩

給法を改正いたしまして、戦犯者に直接政府の金を出すということになれば、又その前の抗議が繰返される公算が非常に大きいのではないかと思つておられます。私もどしどしは戦犯者の問題じやなくて、日本の当面するいろいろな外交問題の解決を考えてみれば、成るべくさういふううな摩擦は避けたいと考えるのでありまして、この外務省の御意見を尊重いたしまして、当委員会としては極めてこの問題の扱いに対して慎重な態度をとつたわけでございます。

そこで今度の法律が提案されるようになりましては、私は非常に喜んでおるものでありますけれども、十八国会におけるかような外務省のお心遣いがすでに必要を認めなくなつたのであるといふことをここではつきりお伺いしておきます。ところが、私もどしどしは割切つてこの問題を考えるのには必要であると思つたので、この点について御所見をお伺いいたします。

○説明員(古内廣雄君) お答えいたします。

外務省の事務当局の本問題に関する考え方といたしましては、今回の場合も、先ほど恩給局長から御説明があつたように、戦犯者の家族の援護金であるといふふうな表面的には理解いたしておられます。現在まだ在朝大使館から何らの問合せはございませんけれども、今後若し問合せがありましたら、飽くまで対外的には、只今申しましたように、戦犯者に直接恩給を渡すのではなくて、その家族の援護金を渡すのだといふふうな説明するつもりでおるものであります。

○野本吉吉君 これは高橋さんにお伺いしますが、この点について外務大臣から何かはつきりした説明が与えられておりますかどうか。

○衆議院議員(高橋等君) 勿論、先ほど御説明いたしましたように、外務大臣とも私は直接お話をいたしておりました。ただ衆議院の委員会におきましては、外務大臣に特に御質問をいたすという事はありませんでした。委員会では、この法案を通す場合にですね、併し外務大臣はそれのときに、先ほど戦犯室長が答へました通りに、その家族の保護を厚くするといふ趣旨で自分はこの法案に賛成をいたすと、こういうことでございまして。

○井野碩哉君 今古内さんのお答へは、表面的にはさうするのだというお話でありまして、表面的でなしに、実際に恩給を支給する場合において、

も、在朝戦犯者におられる戦犯者に直接渡すといふことはいたさないで、家族に渡して行くといふ方法をおとりになれば、外国に出しても立派に申請ができると思つたのですが、その点は如何ですか。

○説明員(古内廣雄君) お答えいたします。

まず、この問題は恩給局のほうの問題だろと思つておられますが、私どもの了解しておるところにおきまして、お金は在朝におられる方に直接近くでなく、御家族やいはば亡くなった方の御遺族に直接渡すものと了解いたしております。

○井野碩哉君 それならば表面的でなしに、裏面的にも本人には行かないで家族にこれが行くものである、こういうふうな外国に對してもお話しになれるので、立派に私は申請が立つと思つてますから、さうお答え願ひしたいと思います。

○説明員(古内廣雄君) お答えいたします。私の表面的と申しました言葉がちよつと誤解を招いたように思ひます。私が表面的と申しましたのは、私も外務省の役人といひましたけれども、戦犯者とその家族といふ者を非常に厳格に分けて、どこまでもこれが家族に渡すのだといふような考え方をとることが果していいのかわかというのを日本人として疑惑を持つておられますので、私が表面的と申しましたのは、そういう疑惑は別といたしまして、併し外務省の役人として外国から質問を受けた場合に、これに對してどう答へるかといふことを申し上げる意味で表面的と申し上げたのであります。

○理事(長島銀藏君) 連記をとめて。

○理事(長島銀藏君) 連記をつけて。

○井野碩哉君 高橋さんにお伺いいたしますが、衆議院でも恐らく問題になつたと思つたのでありますが、戦犯者の公務扶助料を認めるということになりますと、いわゆる戦時中自殺者の問題をどう扱うかといふことが必ず共に起つて来ると思つておられます。それは今回これに入つておられますが、これに對してどういふふうな説明されて行きますか、その点をお伺いしておきます。

○衆議院議員(高橋等君) 厚生当局が見えておりませんから、我々が衆議院におきまして厚生当局に質問し、又私が直接大臣その他事務当局との問題についてお話しした点をお伝えしたいと思ひます。

自殺につきましては、犯罪によつて起つた自殺、例へば物を盗んで逃げながらとつ／＼死んだとかといふような特殊の例のものを除く以外、全部援護法上公務と認めるといふ措置を實際問題としてとつております。これを法律にはつきり謳うことが大変むずかしいものでありますので、行政上の措置としてやつておる、さう御了解願ひしたいと思います。

○理事(長島銀藏君) 只今外務次官には連絡をとつております。

○石原幹市郎君 簡単なことで一つ伺います。現在公務扶助料をもらつておる人で、一番高額な人はどのくらいになりますか。いや人でなくて金額でいいのですが……。

○衆議院議員(高橋等君) この問題は恩給局のほうからお答え願ひしたいと思います。

○政府委員(三橋則雄君) ちよつと金額を覚えておりませんが、大養さんの遺族の方々が公務扶助料の最高じやないかといふふうな気がしております。ちよつとはつきりした金額を覚えておりませんが、内閣総理大臣で亡くなられた方でございますから……。

○石原幹市郎君 あとで調べて知らせさせていただきます。

○政府委員(三橋則雄君) 調べて御報告いたします。

○理事(長島銀藏君) 只今大蔵省の銀行局特殊金融課長の加治木さんが説明員として見えておりますので、どうぞ大蔵省に對して御質問を願ひしたいと思います。

○野本吉吉君 この法案には直接関係のあることは大体以上で私の質問を終りたいと思ひますが、やはりこの機会に間接にはい／＼と関係があると思

いますから、若干恩給関係の問題についてお伺いいたしておきたいと思ひます。

その一つは、これは恩給局長さんでおわかりだと思ひますが、内閣に先般公務員の退職年金制度に関する勧告を中心とした公務員制度審議会というものができた、この公務員制度審議会の構成、それからその後の運営と申しますか、状況についてお話願ひたいと思ひます。

○政府委員(三橋則雄君) 主管の者がおりますので、主管の者から御説明申上げるようにしたほうがいいと思ひます。

○政府委員(田上辰雄君) 公務員制度調査会についてお尋ねがございましたが、公務員制度調査会は日にちはつきり覚えておりませんが、すでに一カ月前に閣議決定によりまして、事実上の機関として公務員制度調査会を設定いたしましたのでございます。委員は二十名になつておりまして会長は副総理、それから委員は関係各大臣と民間からは各界に亘りまして学識経験者を充てておりまして、すでに人選が終つておるわけでございます。そうして幹事としたしましては関係各省の次官、局長級の者を充てております。なおこの幹事にも必要によりましては学識経験者をも含むことができるようになっております。

只今のところでは一回幹事会を開いただけになっておりますが、実はこの公務員制度調査会の取上げるべき問題につきましては御承知のように極めて範囲が広汎なのであります。従つてその公務員制度のどの程度の問題を取上げて論ずべきか、もう一つ言葉を換へ

て行きますならば、人事院の勧告のありました給与準則並びに退職年金制の問題を公務員制度調査会において取上げる中心となつておりますが、この問題を中心としてのみ論ずべきか、而もこの問題を中心として論じて行きましても任用制度、試験制度そのほか当然範囲は括つて行く、それに対してはどういう態度でどういふ問題を拾つて行くべきかという点につきまして議論をいたしたのでございます。その結果具体的な問題につきまして、その幹事の一部の者が取上げべき問題を一応整理しよう、その上で更に幹事会にそれをかけましてその方針を決定しよう、従つて委員会を開きましてそうして問題をただ括げるといふことでは成果が出にくいのではないかと、いふような観点から、只今申しましたような順序で幹事会を進めております。近く第二回の幹事会を開きまして、その上で委員会開催というに取り進んで行きたいと計画をいたしております。

○野本吉吉君 只今のお話でやはり給与準則とか年金制度というふうなものがその調査会で論議の対象になつて来るといふことになるという、勢いやはり本日提案されております軍人関係その他の問題にも触れて来るのではないかと申すのですが、そういう御予定がありますか。

○政府委員(田上辰雄君) 退職年金制度に關連しまして恩給の根本問題にも当然触れるのであります。これを取上げて行きますならば、只今御審議になつております軍人恩給等についても論議されて行くべきであらうかと思ふのでございます。併しこの公務員制度調査会で取上げるべき問題のうち、退職

年金制度或いは恩給制度につきましては極めて重大であるばかりでなく、問題が技術的にも非常に複雑でありまして、これが調査審議を進めて結論を得るまでには相当かかるであらうと存ぜられるのであります。只今これを取上げてどうするといふような見込みまでございませぬけれども、当然関係が生じるのであつて、この問題は審議されるであらうといふことは申上げられると思ひます。

○野本吉吉君 そういう問題が審議されて来るということになりますと、直接この法律の適用の対象になつて参ります人にとりましては極めて重大な調査会になつて来る。そういう際に、先ほど私のお伺ひいたしました調査会の構成員と言ひますが、或いは参事と言ひますが、そういう立場に直接この法律の適用対象になる人たちが現在参加してゐるか、又は参加してゐないとするならば、将来参加させるか、こ

○政府委員(田上辰雄君) 只今のところ公務員制度調査会において何々を取上げるべきかといふことをまだ確定しておりませぬので、その点につきまして具体的に考へておりませんが、併し先ほど申上げました通りに範圍が非常に広汎でございます。従つて最初から全部に關係する職員を網羅して幹事或いは委員におくといふことは極めて困難であります。従つてこの調査会におきまして、臨時に委員をおくことができる規定もありません、幹事につきましても、先ほど申上げました学識経験者或いは各官庁におきまして、もう

う広い関係職員を拾つておるわけでは

ございませぬ。審議の進行するにつれて、特に提案されました事項に關係の起りました場合に關係の職員を入れる、或いはその問題について特に適當だと思はれまする学識経験者を入れる、又は専門的な知識を持った専門委員といったような方を入れる途を開いておきますので、その際に適切な人を選びまして十分遺憾のないように審議を進めて参りたいと思ひます。

○野本吉吉君 只今のことを私が伺ひいたしましたのは、まだ一部には恩給といったようなものを、退職年金といったようなものが古い考え方であります恩恵的な給与であるといふ考え方が相当残つておると思ひます。併しこれはすでに恩恵的な給与でなくして、該当事にとりましては重大な権利の問題、従つてそういう調査会においてこの種の問題が論議されますときに、一方的な立場、支給するといふ側の者からのみこの問題が論議され決定されますことは、受ける者の立場が非常に不利になります。そこで将来調査会の運営の途上において現在そういう立場の者が入つておらないとすれば、必要な時期にかような立場の者を入れるといふ途も開かれておることを承わりますして、大変結構だと思ひます。それが単なる空文に終りませぬようにお考へ願ひたいと思ひますが、その点についてどうお考へですか。

○政府委員(田上辰雄君) 御意見十分承わりましたので、私も幹事の一人として、適当な機会にその御意見のあるところをお伝えいたすつもりでございます。

○野本吉吉君 なお一つ、これもそう遠くない問題として登場して来るであ

らうと思ひますので、お伺ひしておきますが、自衛隊法が成立いたしましたし、自衛隊が直接侵略に対抗するといふことになつて参つたわけでありまして、そういうような場合に、現行恩給法で規定しておりますように、従来の保安隊の隊員その他の方々に對して新らしく又考へなければならぬ事態が迫つて来ると思ひます。そのことについて政府はどういふふうな考へておりますか、お伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(三橋則雄君) 今後の新しい退職年金制度との關連につきましては、或いは他の委員から答へるかも知れませんが、今の現行の恩給制度の下におきましては、まだ具体的に

○野本吉吉君 なおそれと同じようなケースの問題ですが、警察法が改まりました。で、自治警察が発足後新らしく任用されました自治警察の人たちは恩給法の適用対象になつておらないと記憶しておりますが、そうでござい

○政府委員(三橋則雄君) 今のお話は、今度警察法が改正されました、従来の自治警察に勤めておられた方々が今後の新しい警察職員になつた場合において、従来の自治警察職員としての在職年数は恩給年限の在職年数として通算をするか、こ

○野本吉吉君 もう一つ大蔵省の方にお聞きいたしますが、昨年来い／＼と御心配を頂きまして、恩給受給者のために金融の途が開かれましたことを私も非常に喜んでおるものであります。あ、金融に關係します諸法令が今度改められた、實際の事務的な進行の状態は現在どうなつておりますか、それを具体的に御説明願いたい。

○説明員(加治木俊道君) お答えいたします。事務的な受入態勢ということでありますれば、これは国民金融公庫のほうでどういふふうによつておるか、極めて具体的な問題になります。一応数字の上でわかりました実績を申し上げますと、二十八年度末までに申込を受けたものが四億五千七百万円で、貸付けたものが七千三百百万円、その残が現在七千三百百万円になっております。それから二十九年度の四月中のものは、申込を受けた金額が三億二千百万円、貸付けたものが六千六百万円、残高としては二十八年度中のもので通算しまして一億二千八百万円、こういうふうになっております。

○野本吉吉君 私が伺いましたのは、数字ではなく、これからの貸付業務の運営がどう行われるかというその点です。

○説明員(加治木俊道君) これは業務方法書でござつておるのでございますが、その業務方法書の内容について御説明申し上げます。

○野本吉吉君 いや、それはあとで……今の業務方法書というのはすでに各地方の取扱の現場に通達されて、その通りに進行しておる、こういうことですか。

○説明員(加治木俊道君) はあ。

○野本吉吉君 ほかに細かい点もありますが、私ばかり質問しては失礼ですから……

○石原幹市郎君 本法案と直接の關係がないのでありますが、恩給關係であります。恩給局長にお伺いしますが、終戦後、例の教職不適格者の指定を受けておりました、それは間もなくその指定は間違つておつたということで解除になつたのでありますが、丁度その間、昭和二十四年の一月であります。教育公務員特別法の施行があつて、前の在職年限とあとの在職とが續かなくなりまして非常な不幸を見ている者があるのではないかと、こういう者は他にも相当あると考えられるのであります。先ほど野本委員の質問によりまして、自治体警察と今度の国警の統合については、引續いていろいろ計算されるという恩給局長からのお話があつたのであります。教員に關してこれは誠に私は同情に値すると思つておりますが、何か政府において研究されている点があればお漏らしを願ひたい。

○政府委員(三橋則雄君) 今の石原委員の御質問の件につきましては、私も、私どもといたしましてはいろいろ検討、研究を進めておるのでございまして、何と申しまして、国とそれから自治体、こういうふうな二つに分れて任用なり給与なりいろいろなものがあるつておりますので、その間におきまして合理的な、一般の要望に副うような結論を出しかねてゐるところでございまして、併し研究をいたしまして、何らかの結論を得ような努力はいたしているところでございます。

○野本吉吉君 いや、それはあとで……今の業務方法書というのはすでに各地方の取扱の現場に通達されて、その通りに進行しておる、こういうことですか。

今のお話でございました今度の警察法の改正に伴ひまして処置をいたしましたのは、今度全部の者は国の警察官になるわけでございしますから、その国の警察官になる以上は今後退職する者は全部国家の公務員として退職する。従つてその退職するに當りまして、前の過去の在職年につきましては全部、今までのいろいろ／＼なことがございしたものでありますので、整理する処置をとつて来たわけでございます。

教職員につきましても警察官と同じような処置がせられるようになります。私は非常に物事は簡単に処置されるんじやないかと思つてございまして、実は昨年教育公務員制度に關する改正の法案が文部省で立案されたこととございします。その際におきましては、今警察法の改正に伴ひまして処置をいたしましたように処置をいたしまして、今石原委員の仰せられるような問題を一挙に解決されるような方法を具体的に考えたことがございします。従いまして、今石原委員の仰せになりましたようなことは、今後も研究を續けてまして、そうしてできるならば石原委員の仰せになりましたような要望に副ひ得るよう努力いたしたいと思つております。

○石原幹市郎君 こういう事態に該當している者がどのくらいあるのですか、調査がありますでしょうか、おおよそでいいです。

○政府委員(三橋則雄君) 実はその資料を持つて来ておりませんが、教職員に關しては事務は大體文部省のほうでやつております關係上、具体的な数を持つておりませんので、

今御質問なされました石原委員の、何かの御研究の材料としまして、後刻お許しを得ますならば文部省當局とも相談いたしまして、揃えましてお手許に差上げたいと思ひます。

○石原幹市郎君 それは後刻で勿論結構なんです。だから該當する人員と、それからこれを救済するとして差当りどのくらいの金がかかるのか、そういうことについて一つ調べて資料を頂きたいと思ひます。

○竹下豐次君 恩給局長に念のために伺ひたいのですが、先ほど衆議院の修正案について詳しい御説明を承りました。そのうちに井野委員からの質問に對して、この修正によつて増額される金額がおよそ五、六百万円くらいであるという御説明があり、そのほか数字をいろいろお並べになりましたが、御説明がございましたが、それは恩給局のほうで調べになつたのと数字は合致しているかと了解してよろしいでしょうか。

○政府委員(三橋則雄君) 先ほど高橋委員からいろいろお話がありました数字につきましては、私のほうにおきまして早急に、今日か或いは明日のうちに調べましてお手許に配付するようにして頂いたら如何かと思ひます。

それから刑死者、獄死者に關する処置につきましては、大體の数と、それから推計したところの恩給の金額につきましては調べたものがございします。その中で七万人くらいは内地死亡その他で弔慰金だけのものになるのでございします。外地の死亡につきましては、厚生省のほうで今却下をいたしておるもの、今後却下をするであろうと思ひます。死亡の原因によつて出て来るものは概らく一万五千くらいいじやないかと思ひます。今まで出てゐるのは何千という、五千にも及ばん数で

とはありませんでしようね。それから、仮に差支えないということに仮定するならば、法律のほかの条項等との對照につきましてはこの修正案の条項というものは別に差支えないかどうか、その点……

○政府委員(三橋則雄君) 戦犯者の中で刑死或いは獄死された方々に對しまして戦死者と同じような恩給額を給するといふその措置につきましては法的には何ら問題になることはございせん。

○竹下豐次君 ほかの条文とこの修正の条項と照し合せて別に支障はございせんか。

○政府委員(三橋則雄君) 支障はございせん。

○井野碩哉君 高橋委員にちよつとお伺ひいたしますが、先ほど二百万人が今度の法律の改正で非常にお助かる、こういうお話でありましたが、二百万人というのは全部公務死の人ですか、或いはその中の公務死は何人でございしますか。

○衆議院議員(高橋等君) 大體推定の人數でありまして、大體百九十万くらいに思ひますが、その中で……

○井野碩哉君 公務死ですか。

○衆議院議員(高橋等君) これは公務死でありません。戦死の数であります。その中で七万人くらいは内地死亡その他で弔慰金だけのものになるのでございします。外地の死亡につきましては、厚生省のほうで今却下をいたしておるもの、今後却下をするであろうと思ひます。死亡の原因によつて出て来るものは概らく一万五千くらいいじやないかと思ひます。今まで出てゐるのは何千という、五千にも及ばん数で

あります。ですからまあ大体の概数は百八十万乃至百九十万くらいと考えていいんじゃないかと私は見当をつけております。

それから只今丁度予算の問題をお聞きになりまして、恩給局長から調査の上ということですが、私の申し上げました根拠をちよつと申し上げておきます。この大東亞戦争の公務死亡者の平均の公務扶助料が幾らになるかといひますと、一人当たり三万二千七百円程度であります。一人当りの平均が……、その千人分でありまして、三千二百七十万程度であります。この年度の戦犯に対する平均を見ますと、大体公務扶助料の平均で割つてみたわけです。そうして遺族援護法で国がすでに出すべき義務を負つてゐる金額は二万七千六百円でありまして、差引きますと約五百万円ということになるのであります。殖えるのは、併し戦犯の場合は兵その他の者は非常に少なくて、結局尉官とか佐官とかいう人が大部あるだらうという予定で五、六百万円、こう申上げたわけでありまして、この推定は一応数字的な根拠があることを御了承願つておきたいと思ひます。

○理事(長島銀藏君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○理事(長島銀藏君) 速記をつけて下さい。

それではこれにて休憩いたします。一時半から再開いたします。

午後零時三十一分休憩

午後一時三十九分開会

○理事(長島銀藏君) 休憩前に引続き会議を開きます。

恩給法の一部を改正する法律案について質疑のある方は御発言を願ひます。

○野本吉吉君 先ほどこの法案の審議にこの委員会といたしましては大きな関連を持つております問題がありまして、私は外務大臣の御出席を要求したのであります。所用のために見えられませんが、政務次官がおいで下すつたのですが、外務大臣の代りといひましての御答弁をお願いしたいと思ひます。

事柄は、第十八国会に集議に拘置されております戦犯者の処遇につきましてのこれが緩和の請願が出てゐる、この委員会におきましてその請願の採否について慎重な審査を遂げて、これは願ひをおおねあなものであらうと、こう考へて、採択の寸前になりまして、事關國際に微妙な關係を持つておる問題だからといふことである、と落合いたしました結果、外務省の方の御出席を求めまして、この点についての外務当局の御所見を承つたわけでありまして、そのときの御所見をお話によりまして、いろいろとむづかしい、又微妙な關係を持つておる問題であるから、暫らく委員会として措置を保留して頂きたいといふような御希望の言葉があつたわけでありまして、そこで委員会といたしましていろいろと話し合ひました結果、外務省の当局の方の御出席を尊重いたしまして、その問題を一応保留する、こういうふうな相成つたわけでありまして、

ところが今度の国会に恩給法の一部を改正するこの法案が提出されたのであります。前の場合には請願の採択でありますから一応そういう形でありま

したけれども、今度の場合は、この法律案が成立した場合、非常に社会的にも大きな影響を持つ問題でありますから、前に委員会に対して慎重な態度をとつて欲しいといふような外務省のお考えがここに改められたのか、又そういう慎重な態度をとることの必要が解消したのか、それらのことにつきましてはこゝではつきりとお伺ひしたいと思ひます、これが私の質問の趣旨であります。

○政府委員(小淵彬君) 本日外務大臣が所用のためどうしても出席できませんので、私が代つて御答弁申し上げます。

對外的な面から見てこの取扱ひについて全然懸念がなくなつた、そういうやうな情勢が非常に變化したかとおつしやいます。……、実はこれははつきりと絶対に對外的に悪い影響を与える心配がないといふことを言ひ切るわけにも参りませんが、併しだん／＼時期もたちましたし、一方留守家族の方々でも非常に困つておられるといふふうな点もありませんので、できるだけ形式を穩かなものにして、そうして今後仮に關係国からいろいろと質疑と申しますか、申出がありまして、それに對して十分答へ得るやうな形式において、事實上留守家族の方々の援護の役をするに役立つやうな措置をとつて頂く、それに對しては外務省として十分責任を持つてそういう對外的な問題が起つたやうな場合には対処しようといふ決意をいたしまして、これに賛成をいたしました次第であります。

野本さんよく御存じの通り、これまでは成るほどその援護のほうも重大な問題であるが、一日も早く全面的な

釈放を得たいといふことのために、外務省としてはそれに多少とも悪い影響のあるやうなことはできる限りこれを避けて行きたい。……、そうして早く全部の方が自由になられるやうなことを願ひまして措置して来たつもりであります。昨年モイリビンのほうは全部釈放になり、事実同様の措置がフランスによつてもとられた。……、そこでこれを契機といたしまして、その他の國にもこうした措置をとつてもらうやうにいろいろ／＼あの手の手で申出をいたしておられますし、殊に今般も總理が外遊されるということが延期になりました遺憾であります。……、この際も我々といひましては、この問題を是非大きく取上げてもらおうと考へておつたやうなわけでありまして、

新聞の方がおられるかも知れませんが、実はこれについていろいろ／＼各國の事情を聞いてみますと、先ず第一に輿論の点を考へなければならぬとか、収容國である自分のほうでそういう非常に進んだ措置をとると、友好國側からいろいろ文句も出るやうなことも聞かされて、慎重に態度をきめなければならぬといふやうな内意も漏らされておるやうな關係もございまして、これまでは非常に慎重な態度をとつて来たのであります。……、昨年の十八国会のことを御指摘になりましたが、當時豫洲の新聞にも相當果敢の自由な生活を許されておるといふやうなことが掲載せられて、こちらの大使の注意を喚起せられたといふやうな事情もございまして、……、そうしたいろいろな面を考へたために、あの請願に對しな面でも直ちに賛意を表し得ないという立場をとつたのであります。……、が、併し先ほ

ども申しましたやうに、その後時間もたちますし、なか／＼私もが期待いたしましたやうに、モイリビンのいい例をもとにしてだん／＼同様の措置をとつてもらうといふことは、我々のでき得る限りの努力にもかかわらず、なかなか実現しないといふ事情であります。……、これがためにいつまでも在舊日を送つて、留守家族の方に迷惑をかけるのは忍びないのであるから、今度の法律の改正も形式を適當に整えて頂いて、そして我々のほうが對外的に説明するときにも都合のないやうな点においてこれを採択して頂きたい、……、こういう考へでおるわけでございます。

なおこゝで一言發言して頂きますならば、或る偉い大將の恩給は幾らになるかといふやうなことが過日の新聞にも出ておりましたが、あゝいふのが大きく掲げられるといふことは実は我々のほうに悪い影響を及ぼすやうなこともなきにしもあらずと考へられますので、若し本日報道陣の方がお見えになつておられますならば、是非日本のそういう苦しい立場におられる方がおられるといふことを思われまして、……、そうした報道を慎んで頂きたいと思つております。

○野本吉吉君 要するにこの問題を取上げましたのは、只今政務次官からお話がございまして、従来國民全体が、又政府も極めて熱心に骨を折つて参りました釈放の問題に悪い影響を及ぼすやうなことがありまして、……、一方で与えて一方で失うといふやうな結果になることを非常に恐れたからであります。……、この点に政府も十分御注意になつてのことと承わりました。

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

て、一応私は納得いたしますが、なお只今の政務次官の御答弁は、今お述べになつたような精神の上に政府全体の完全な思想統一と申しますか、意見の一致を見ておりますかどうか、その点も確めておきたいと思ひます。

○政府委員(小瀬彬君) この点はすでに關係省とも打合せまして、そういう方針で進もうということになつております。御指摘のような点については今後十分注意をいたしまして、その方に迷惑のかからないように最善を尽くしたいと考えております。

○理事(長島銀藏君) 他に御質疑はございせんか。別に御発言がなければ、質疑は是迄きとものと認めて御異議ございせんか。

○理事(長島銀藏君) 御異議ないものと認めます。よつてこれより討論に入ります。

○理事(長島銀藏君) 御異議ないものと認めます。よつてこれより討論に入ります。

○石原幹市郎君 私は自由党を代表いたしまして本案に賛成の意見を述べたいと思ひます。

本案は、恩給法に關係いたしまして、公務傷病関係恩給の金額計算であるとか、或いはいわゆる多額所得者の普通恩給の一部停止その他の事務上のいろいろの改正が試みられておつたのであります。その後衆議院の審議の過程におきまして更に恩給裁定を促進するための措置がとられまして、多数受恩給者に非常な便益を与えることになつたのであります。殊に又戦犯として拘禁中死亡された人々の遺家族に対します公務扶助料の問題につきまし

ても誠に時宜に適當する修正が加えられました。この点につきましては、今まで對外關係その他の問題等もあつたのでございするが、これらに対しても外務当局その他においても細心の注意を払われまして、遺憾なき措置もとられたつのであるであります。誠に適當なる改正と思ふのであります。

そこで原案は勿論のこと、衆議院の修正部分につきましても全面的に賛成いたすのであります。ただ恩給法の問題につきましては、まだ幾多今後検討を要する問題も相当残つておると考えられるのであります。これらの面につきましては、政府当局におきまして今後更に一層の研究を続けてもらいたいということを希望いたしまして、修正部分を含んだ本案に対して賛成の意を表するものであります。

○竹下豐次君 私は緑風会を代表いたしまして、本案に賛成の意を表するものであります。

現行恩給法の欠陥につきましては、たび／＼本委員会におきましてもすでに指摘されたところでありまして、今回政府のほうにおかれましても研究を重ねられまして、改正法案を提出され、更に又衆議院においてはその上に戦犯者の遺族の救済の問題であるとか、そのほか恩給局における事務の促進を期するために、便宜な修正案を提案されましたのであります。誠に時宜に適當した提案と思ふ次第であります。

恩給局の当局におかれましては、昨年来非常な努力を以て一日も早く権利者の手許に恩給及び扶助料などが届くようにお骨折りであつたということも承知しております。何分多数の者を取

扱われる關係で今日までやはり手遅れになつた点も相當あるやに承わつております。今回の改正によりましてそれれ又便宜な方法でお取扱になるということもできるような次第になつたわけでありまして、待ちこがれておる受権者の希望に副うようにこの上ながら一段の御努力を希望いたしまして、本案に賛成の意を表するものであります。

○理事(長島銀藏君) 他に御発言もなければ、討論は終結したものと認めて御異議ございせんか。

○理事(長島銀藏君) 御異議ないものと認めます。

よつてこれより恩給法の一部を改正する法律案について採決いたします。衆議院送付の本案に対しまして、原案通り可決することに御賛成の方の挙手を願ひます。

○理事(長島銀藏君) 全会一致であります。よつて本案は衆議院送付の原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における委員長口頭報告の内容は、先例によりこれを委員長に御一任を願ひたいと存じますが、御異議ございせんか。

○理事(長島銀藏君) 御異議ないと認めます。

次に只今本案を可とされた方は順次御署名を願ひます。

多数意見者署名

竹下 豐次 井野 碩哉
廣瀬 久忠 野本 品吉
植竹 春彦 石原幹市郎

西郷吉之助
○理事(長島銀藏君) 署名漏れはございませんか。……署名漏れはないと認めます。

それでは本日はこれにて散会いたします。

午後二時五分散会